

第1回おだわら市民交流センター指定候補者選定委員会 会議録

- 1 日時：令和5年6月29日（木）午後3時00分～午後5時00分
- 2 場所：小田原市役所 議会会議室
- 3 出席者：早川委員長、小野委員、栗田委員、前田委員、善波委員、柏木委員
事務局：倉橋副部長、澤地課長、八田副課長、岡崎主査
- 4 資料：
 - ・次第及び委員名簿
 - ・資料1 おだわら市民交流センター指定候補者選定委員会について
 - ・資料2 おだわら市民交流センター指定候補者選定委員会規則
 - ・資料3 指定管理者制度について
 - ・資料4 小田原市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（別紙含む）
 - ・資料5 おだわら市民交流センターについて
 - ・資料6 指定管理者の募集方法について
 - ・資料7 おだわら市民交流センター指定管理者 募集要項（案）

5 会議内容

- 委嘱状交付
- 市民部長あいさつ
- 委員自己紹介
- 開会
- 諮問

※小田原市長から、「おだわら市民交流センター指定候補者の選定について」諮問を受けた。

■ 議題（1）おだわら市民交流センター指定候補者選定委員会について

委員長：それでは、議題（1）おだわら市民交流センター指定候補者選定委員会について事務局から説明をお願いします。

（事務局：資料1、資料2に基づき説明）

委員長：ただいまの説明で何か意見や質問はあるか。

委員：資料2において、当該委員会の規則が平成27年に策定されたとあるが、現在まで変更はなかったのか。

事務局：委員会における変更点はなかったため、現在まで変更していない。

委員：10月12日の第2回委員会はどのようなスケジュールとなっているか。

事務局：当日は午後2時開始を予定している。前半は申請者にプレゼンテーションを行ってもらい、その後審議いただくため、少し早めに開始したいと思っている。

委員：10月12日に申込者はどのくらいの数を想定しているのか。

事務局：この後審議いただく資料7「募集要項」の内容にも関わるため、募集要項の説明時に改めて御審議いただきたい。ちなみに、前回平成30年に実施された当該委員会における申請者の数は1団体である。

■ 議題（2）指定管理制度について

委員長：それでは、議題（2）指定管理制度について、事務局から説明をお願いします。

（事務局：資料3、資料4に基づき説明）

委員長：ただいまの説明で何か意見や質問はあるか。

（発言なし）

■ 議題（3）おだわら市民交流センターの概要について

委員長：それでは、議題（3）おだわら市民交流センターの概要について、事務局から説明をお願いします。

（事務局：資料5に基づき説明）

委員長：ただいまの説明で何か意見や質問はあるか。

委員：利用状況において、会議室の公用利用の場合は使用料が減免されていると思うが、指定管理者の収支にも影響すると思われる。現状ではどのくらい公用利用されているか。

事務局：公用の利用率については、令和4年度は4.93%、令和3年度は4.22%、令和2年度は4.71%、令和元年度は5.69%となっており、利用料は免除となっている。管理運営の仕様書内にも市事業への協力が記されている中で、その対応の一環であり、指定管理者の収入に著しく影響を及ぼす利用率ではないと考えている。

委員：UMECOの登録団体が施設を有効に使っているのか、また、団体によって使用の頻度に偏りがあるのかなど、分かれば教えてもらいたい。

事務局：登録団体が無料で使用できる活動エリアの稼働率については、令和4年度で31.37%となっており、今後より多くの登録団体に利用いただくよう促していく必要があると考えている。また、活動エリアの利用団体は、登録団体全体の約20%前後であり、利用されている団体は利用頻度が高い傾向が窺える一方、まだ利用されていない団体がかなり存在している状況である。

■ 議題（4）指定管理者の募集方法について

委員長：それでは、（4）指定管理者の募集方法について、事務局から説明をお願いします。
（事務局：資料6、資料7に基づき説明）

委員長：まずは資料6から審議したいと思う。事務局から、募集形態を「公募」、指定期間を「5年」という案が提案されたが、何か意見や質問はあるか。
（発言なし）

委員長：特に質問等ないので、資料6の募集方法については、事務局案のとおり「公募」かつ「5年」として決定してよろしいか。
（異議なし）

委員長：それでは、資料6の募集方法については事務局案どおりとする。続いて、資料7の募集要項において、6ページの「12 選定方法（3）」について、事務局案では申請者が多数あった場合は事前審査を行った上で、次回第2回委員会のプレゼンテーション参加者は3件以内としたいとのことであったが、事前審査は委員に書類を郵送し実施していただくという方法か。

事務局：そのとおり、郵送により事前審査していただくことを考えている。

委員長：それでは、申請者が多い場合には委員に書類が送付され、委員はその中から採点等により3件に絞りその結果を事務局に提出してもらうというという提案だが、何か御意見等あるか。

委員：プレゼンテーション参加者は3件という件数で適正だと思うが、募集要項において、応募件数が多い場合の事前審査選定件数を「3件」と明記するのか。

事務局：事前選定件数を具体的に明記する予定はなく、現状の「選定することがある」という表記にとどめる。当該委員会の中で絞り込む件数として3件を提案させていただいたものである。

委員：この委員会での了承事項として承知した。

委員長：それでは、多数の申請者が出た場合の対応として、事務局の提案どおり、募集要項は現状表記のまま、当該委員会が書類による事前審査で3件まで絞るということによろしいか。
（異議なし）

委員長：それでは、資料7において申請者が多数の場合は事務局の提案どおりとする。その他に何かご意見等あるか。

委員：2点ほど意見を述べさせてもらう。まず1点目は確認事項だが、募集要項内のセンターの平面図と、パンフレットの平面図が微妙に違う。パンフレットの方には駐車場や店舗、エレベータの記載があるが、募集要項の平面図にはないということは、この部分は管理区分ではないということか。

事務局：お見込みのとおり、センター管理運営において、店舗や駐車場、エレベータは管理外ということである。

委員：2点目は、現在、小田原市市民活動推進委員会では、市民交流センターの第三者評価を実

施しており、センターの3つのコンセプトと6つの機能に対する評価の他、その他として男女共同参画と国際交流についても評価を実施している。その理由は資料5の「2 施設の概要」にもあるとおり、センター開設時に市民活動サポートセンター、女性プラザ、国際交流ラウンジの役割を集約したためであるが、そのコンセプトは今回の募集要項内に反映されているのか。

事務局：委員ご指摘のとおり、市民活動サポートセンター、女性プラザ、国際交流ラウンジの役割を引き継ぐ形で、現在センター内には人権男女参画や国際交流に関わる部分の情報提供の場所を常設している。しかしながら、その内容が現在の募集要項には十分反映されていないため、仕様書に内容を反映させる、もしくは指定管理者として決定した際の協議事項にするなど、センター管理運営にもれなくつなげていきたい。

委員：現在の指定管理者は、市民活動サポートセンターから引き続き関わっている方も多いため人権男女参画や国際交流の業務も引き続き対応いただいているが、指定管理者が代わった場合にその内容が仕様書に反映されていないことが原因で無くなってしまふ恐れがあると思い、発言させてもらった。

事務局：センター開設時の経緯から、男女共同参画と国際交流の部分においても事業を継続する必要があるため、仕様書にその内容を追加したい。

委員長：その内容については、資料7の10ページ「6 業務内容(1)」に追加するような形か。

事務局：当該項目は、センターの6つの機能に基づいて設定されているが、この部分に追加する方向で検討していきたい。

委員長：本来は条例等で規定すべきかもしれないが、現状ではそれがいないため、管理運営の仕様部分で漏れなく対応する形でお願いしたい。

委員：表記方法についてはお任せする。

委員：2点ほど意見がある。まず1点目として、9ページ「4 管理運営の方針」でセンターのコンセプトである「つながる」を基に3つの項目が記されているが、この内容が審査基準の中で明確にすることが出来ないか。

2点目として、私の仕事上での話になるが、今年2月から上場会社は採用における男女差別の防止策等、サステナビリティの開示が求められるようになった。先ほどの委員の指摘にもあったセンターの役割も考えると、今回の募集において審査基準にもその点を反映させることが良いのではないかと思った。

事務局：2点目のご意見については、19ページの審査基準において説明させていただいたが、前回から新たに追加した審査項目「地域貢献・社会的貢献の取組は十分か」の内容として「社会的貢献に資する取組は十分か」というものを設定した。その評価の基となる23ページの事業計画書内の内容記載欄の中で、環境への配慮や若者・情勢活躍、その他SDGsの推進など社会的貢献について記載いただくようになっており、事例として女性職員の採用状況などもあげているので、この項目で対応がとれるのではと考えている。

1点目のご意見については、審査基準のNo1「本市の市民活動推進の基本的な考え方と合致し、市民活動の活性化に寄与するものか」の内容に、センターのコンセプトが事業に反映できているか等の主旨を追加し、委員の皆様の評価につなげられるようにしていきたい。

委員：「つながる」ということと、「地域貢献」についてお話ししたい。「つながる」という点については、普段から利用しているUMECOは特殊な施設だと思っている。単純な会場貸しではなく、スタッフが色々な企画を出してくれたり、色々な団体をつなげたりしている様子を見てみると、いつも「つなげる」ことを意識されており、その点が通常の施設とは違うと強く感じている。その役割を担っていただくことが非常に重要だと思っているので、審査基準にもその点は盛り込まれているが、審査に当たっての判断基準としていきたい。また、地域貢献については、おとしUMECOが地域にもっとアピールしていこうと登録団体の名簿を作成したが、まだ社会貢献・地域貢献に浸透していく幅はあると思われるので、その点の取組についても注視していきたい。

あと、21ページの事業計画書に申請者が設置しているホームページ等のアドレスを入れられるようにすれば、申請者の様々な情報をすぐ確認することが出来ると思うので、検討

いただければと思う。

事務局：事業計画書に当該記入欄を追加する。

委員：私はUMECOが設置されている地元の自治会長であるが、UMECOと具体的なつながりがなく、UMECOだよりが供覧されているだけである。地域貢献という部分で、指定管理者が決定の場合には緊急時対策等の対応など協議ができるようにしてもらえればと思う。

事務局：事業計画書内の内容記載欄において新設された「地域貢献について」欄の説明文に地元自治会との連携等、具体的な例としてあげさせてもらう。

また、現状の指定管理者は年に2回ほど運営協議会を開催しており、その委員構成に地元自治会も含まれていたと思うが、そのような機会も活用して地元自治会との具体的な連携につなげてもらいたい旨は現指定管理者に伝える。

委員：前の連合会長からも引き継ぎがないため、できれば調整のほどお願いしたい。

委員：自治会とのつながりという点では、以前は市民活動団体や自治会等がUMECOに集まって交流会を実施していた。その場で直接話し合うことが出来たことで、市民活動団体にとっても活動の場が広がるのではと思っていたところに新型コロナウイルス感染症が発症し、このような機会が失われ、振り出しに戻ってしまったり、この3年間で状況が分からなくなってしまう事例がいっぱいあると思っている。今回の募集要項の中で地域貢献の部分も審査項目に入っているため、よりこの部分が活発になるような提案を申請者に期待したい。

委員長：委員からご指摘があった16ページの平面図の中で、会議室3・4の向かい側にある部屋はどのようなものか。また、管理範囲内のものか。

事務局：16ページの平面図は、まさにセンターの管理範囲施設を指している。パンフレットに記載の平面図は、より利用者にイメージしやすいよう、UMECOの周りの施設である駐輪場等も併せて掲載している。

会議室3・4の向かいにある部屋については、現地説明会の際に説明するが、会議室4の向かいにあるのが備品倉庫、会議室3の向かいにあるのが裏口通路と清掃員待機所である。その他、名前が入っていない部屋で事務室と会議室7との間にある部屋は、職員の休憩場所（バックヤード）である。施設の利用者には関わりがあまりないが、管理区分内としては含まれるため、このように掲示したものである。

委員長：それであれば、平面図とはせず管理区分図とすべきではないかと思う。

事務局：そのような形で対応したい。

委員：交流エリアを何回か使ったことがあるが、交流エリアと活動エリアの区別がつきにくく、たまに利用するような方には、利用方法を含めて分かりにくいと思われる。既に掲示等されているのかもしれないが、より使用方法等が分かるよう、工夫をお願いしたい。

事務局：現指定管理者に意見として伝える。

委員長：その他に何か意見等あるか。

（発言なし）

質疑も尽きたようなので、資料7の募集要項については、今各委員からご指摘いただいた修正点を事務局で修正した上で進めさせていただきます。

■ 議題（5）その他

委員長：その他について、事務局から説明をお願いします。

事務局：・次回会議についてについて

第2回委員会 10月12日（木） 午後2時から

会場 生涯学習センターけやき

・次回会議の公開・非公開について

本委員会は小田原市情報公開条例に基づき原則公開も、次回はプレゼンテーションや審査を行うにあたり、具体的な法人等の技術情報や信用情報にかかる内容が取り上げられる可能性があるため、同条例に規定されている非公開情報に該当するものとして、非公開とすべきと考えているが、御協議いただきたい。

- ・ 審査について

先ほど、申請者が3件までであれば事前審査は行わない旨ご決定いただきましたが、事前審査の有無にかかわらず審査に必要な書類は送付させていただく。事前審査が必要な場合は早期に送付させていただくのでよろしくお願いいたします。

- ・ 会議録について

本日の委員の皆様のご発言等を事務局でまとめ会議録の案を作成し、事前にご確認いただいた上で、事務局で修正等ご意見を反映させ、確定版とする。確定版は市役所行政情報コーナーで閲覧に供するとともに、市ホームページでも掲載させていただくのでご承知おきいただきたい。

- ・ 報酬の支払いについて

御出席いただいた委員の皆様への報酬は、開催翌月の18日にご指定の口座に振り込ませていただくのでご確認いただきたい。

委員長：事務局から次回の第2回委員会を非公開とする取扱いの提案があったが、何か意見や質問はあるか。

(異議なし)

それでは、第2回委員会は非公開とさせていただきます。

それでは、これをもって本日予定していた議題は全て終了したが、最後に委員の皆様から何かご発言があればよろしくお願いいたします。

(発言なし)

■ 閉会